

4 サウスウッド作業部会およびその他の科学諮問委員会

サウスウッド作業部会

248 サウスウッド作業部会²⁴は、リチャード・サウスウッド卿(オックスフォード大学、動物学教授)、アンソニー・エプスタイン教授(FRS)²⁵(ウイルス学者)、ジョン・ウォルトン卿教授²⁶(神経学者)およびウィリアム・マーティン博士(獣医学者、エジンバラのモダン研究所の管理職を退職直後)によって構成されていた。我々に対して、リチャード卿は、彼らがTSEに関して特に専門知識を持っていなかったという狭義においては、彼らは専門家ではなかったと強調した。しかし、彼らはいずれも、それぞれの分野で最も高い地位にあった人々であり、作業部会全体としては、入手可能なデータを検討し、それらのデータによって、BSEは人間の健康に対してどのような影響を及ぼす可能性があることを示唆されているかについて熟考の上での見解を出すのに適当な人材が揃っていた。

249 まさにこれが、作業部会に対してドナルド・アチソン卿の期待する課題であった。1988年4月8日、リチャード卿に対する書簡で、ドナルド卿は最初の会議をできるだけ早く実施し、夏の終わりにさらにあと何回か少数回の会議を行い、「提言を含むごく簡潔な文書」を作成するよう提案していた。実際には、1989年2月にかなり量のある報告書が提出された。この作業部会に対する幅の広い付託事項は、次のようなものであった：

「牛海綿状脳症による影響とそれに関連する事項について、助言を行うこと。」

250 この報告書では、人間と動物の健康の両方について取り扱っていた。そのもともとの理由は、「人間の健康についての問題を過小に考えていた」からであった。しかし、リチャード卿は、当初から付託事項が幅広いものであることを危惧しており、報告書は公表されるべきであると決意していた。幸いにも、この付託事項の幅が広いものであったために、作業部会が完全に設置されるよりも前に、MAFF担当官らが反芻動物飼料禁止令の導入を提言するのが妨げられることはなかった。

251 サウスウッド作業部会には、共同の事務局が設置されていた。事務局は、MAFFの家畜衛生部の担当官でBSEについて特別の責任を担っていたアラン・ローレンス氏と、BSEに関連してDH内でのリーダーシップをとるためにドナルド・アチソン卿が任命した医務長官(Principal Medical Officer)のヒラリー・ピクルス博士で構成されていた。

252 作業部会は、報告書を作成するには期待されていたよりも長い時間を要したが、中間報告書については早急にこれをまとめ上げた。彼らは、感染牛由来の物質はどのように処理されるのかについて尋ね、そのような牛については通常、健康な牛と同様に人の食用として屠畜場に送られるという答えを受けた。我々に対して、彼らは、このことについて慄然とし、直ちにこのようなことが起こらないようにするのは彼らの責務であると感じたと述べた。その結果、1988年6月20日に行われた最初の会議の後、リチャード卿はアンドリュース氏に書簡を送り、臨床的に感染した牛の屠殺体は焼却処分またはそれに類似する方法で処分するよう提言した。頭部のみが感染源ではないため、頭部の除去は、適切な予防手段ではなかった。この提言は受け入れられ、実施された。この措置は、BSE感染リスクから人間および動物をも保護するために、決定的な重要性をもっていたことが判明した。サウスウッド作業部会は、その迅速かつ決断力のある行動について高く評価されるべきである。

253 作業部会は、さらに緊急勧告を行った。それは、すなわち、進行中の研究およびBSEに関連して必要となる研究について助言を行うための専門家作業部会を設置すべきであること、BSEが乳牛から仔牛に感染するかどうかを調べるための研究を優先して行うこと、および、スクレイピーが牛に感染し得るかどうかを調べるための試験を実施することであった。これは、迅速に出されたさらに賢明な助言であった。この助言が、研究について助言を行うティレル委員会の設置につながった。

254 11月まで、作業部会が会議を開くことはなかった。その間、書記官2名と作業部会の専門家顧問の役割を果たすよう要請されたワイルスミス氏は、報告書の一部の草案の作成に着手した。

255 1988年11月10日に作業部会が2回目に行った会議の結果、その年の終わりに期限が切れることになっていた反芻動物飼料禁止令を、無期限に延長するべきである、また、感染乳牛に由来する牛乳は処分するべきである、とした中間提言が出された。TSEに関するコンサルタント会社を経営するために、エジンバラにある神経病理ユニット（Neuropathogenesis Unit: NPU）の部長代理を退職したリチャード・キンバリン博士が、この会議に出席した。NPUが行った実験では、BSEがマウスに感染し得ることが立証されたばかりで、会議では、乳牛から仔牛への感染の可能性について検討が行われた。また、雄牛の脳を食用とすることは安全かどうかについても話し合われた。作業部会は、UK産の雄牛の脳を食用禁止とするのは適切ではないであろうが、消費者が自分自身で選択できるように、脳を含む製品に対して表示を義務化すべきかどうかについて検討を行う価値はあると判断した。その後、作業部会は、欧州法の下で複雑な問題が関連してくるという報告を受けたため、この表示に関する案を撤回した。

256 2回目の会議で、労働衛生および医薬品の安全性に対して責任のある人々は、BSEによる潜在的リスクに対処する必要性について関心を向けるべきであるということで合意

がなされた。ここでもまた、作業部会が、報告書を提出する前に人間の健康を保護する措置を講じたことは高く評価すべきである。これらテーマについて述べる際に、彼らの措置に対する反応について検討する。

257 作業部会は、12月16日に再度会議を行い、1989年2月3日に最後の会議を行った。両方の会議で、彼らの報告書の内容について綿密に検討が行われたが、それについてこれから取り上げる。

疫学

258 報告書の最初の8頁は、BSEの経緯についてとTSEについて知られていることの説明からなっていた。これらは、主として、ワイルスミス氏、ローレンス氏、およびピクルス博士によって執筆されたが、TSEに関するテーマは公表されている相当数の研究論文をまとめたもので、作業部会のメンバーらはそのような論文について精通していたのであろう。

その次は、「BSEの原因：疫学的証拠」についての章である。この章は、ワイルスミス氏が執筆を担当した。その中で、彼は、我々が先の章で詳しく述べた暫定的な結論を提示しており、それには以下の点が含まれていた：

- BSEの疫学は、広範囲にわたる共通感染源型の流行に典型的なものである；
- 患畜は、いずれも初発症例と思われる；
- 共通的特徴は、濃縮飼料を使用していたこと；
- BSE発生について考えられる説明は、牛の、羊由来のたんぱく質およびスクレイピー感染因子への暴露に変化があったことである。
 - i レンダリング処理されるスクレイピー感染のある原料の増加；
 - ii レンダリング処理工程の変化。

259 その次の章もまた、ワイルスミス氏によって執筆されており、「疾病の今後の流行予測」について取り上げていた。ここでは、BSE病原体を再生利用することによる影響は、定量化することが不可能で、おそらく最小限のものが検知できない程度のものであり、その場合のBSE発生率は、1カ月に350～400症例と予想される、と述べられていた。また、母子感染の可能性について認識されてはいたが、国内の牛においてBSEの流行が維持される可能性は低いと述べられていた。

260 作業部会は、ワイルスミス氏の結論について批判的に再検討を行う役割が自分たちにあるとは考えなかった。我々は、彼らがそれを行うべきであったということの意味しているのではない。しかし、報告書では、彼の結論が作業部会の出した結論、あるいは作業部会が支持する結論であるという印象を打ち消すようなことが何一つ行われなかった。報告書とともに出された大臣らへの送付状には、ワイルスミス氏やその他の人々の支援に対

して作業部会からの謝辞が述べられており、さらに「しかしながら、本報告書は我々が作成したものである。」と述べられていた。作業部会は、報告書の疫学に関する部分は、ウィルスミス氏によって作成されたものであり、その根拠となったデータを作業部会は吟味できていなかったということを明白にしておくべきであったと我々は考えている。実際には、報告書では、その後誤りであったと証明された多くの疫学的な結論について重要性を付け加えており、その最も著しいものは、BSE 症例は牛におけるスクレイピーの初発症例であったという結論であった。この説は、BSE が人間に感染する可能性は極めて低いという誤った安心感を多くの人々に与える原因となった。

人間へのリスク

261 作業部会の報告書の最も重要な部分で、BSE が人間に感染する可能性に関する作業部会の見解が提示されていた。それを以下にまとめる：

- 人間は海綿状脳症に対して感受性を有する。
- 感染物質は、神経系組織および(それよりも程度は低いが)リンパ組織に含まれるが、その他の組織においてのリスクははるかに低い。
- 経口または経皮暴露よりも、非経口接種のほうがより感染効果がある。
- 理論上において最も高いリスクは、牛の脳またはリンパ組織に由来する物質を非経口接種することによるものである。
- 牛の組織を使用した注射用医薬品および外科器具は、感染因子を伝達し得る可能性がある。
- ある種の職業においては、偶発的に牛の組織が直接接種されることが起こり得る。
- そのような場合やその他の状況においても、BSE が人間に感染するというリスクは、起こりそうにないことと思われた。

262 作業部会は、BSE が人間に感染するというリスクを完全に排除することはできないため、感染が認められる牛を人の食品連鎖から除去するための措置がとられたとコメントした。医薬品認可機構は、医薬品における BSE に関する潜在的な懸念に対して警戒しており、BSE 感染因子を考慮に入れて原材料および製造工程における安全性を確認するであろう。保健安全部もまた、BSE に関する潜在的な懸念に対して警戒していた。

263 作業部会は、BSE に感染し潜伏期間にあって、まだ臨床的な症候を呈していない牛を食べることによって考えられるリスクについて次のように述べていた：

「臨床的に感染した牛は、屠殺され、廃用処分されているが、脳および脾臓を含む製品については、それを表示し消費者にインフォームド・チョイス(情報に基づく選択)を可能とすることを考慮するべきであることが提案された。作業部会としては、現時点で認識されているリスクがそのような措置を正当化するようなものではないと考

えている。」

264 しかし、さらに続けて以下のように述べていた：

「我々は、ベビーフード製造業者は反芻動物由来のくず肉および胸腺の使用を避けるべきであると考えている。」

これ以降、我々はこの助言を「ベビーフードに関する勧告」と記載する。

265 サウスウッド作業部会が、報告書において説明しなかった多くの問題がある：

- BSE が人間に感染するというリスクは、「起こりそうにない (remote)」と思われたと述べた箇所で、彼らは何を意味していたのか？
- なぜ、リスクは起こりそうにないと思われると判断したのか？
- なぜ、感染牛は屠殺し廃用処分するべきであると提言したのか？
- なぜ、ベビーフードに関する勧告を行ったのか？
- 人の食品を無症状の感染牛から保護するために、それ以外の予防措置をなぜ何も提言しなかったのか？

266 我々は、これらの問題全てを作業部会のメンバーに対して提起した。

267 我々に対して、彼らは、「起こりそうにない (remote)」という言葉で、医学的な文脈でリスクを説明するのに使われる際の意味で用いたと説明した。そのような文脈では、起こりそうにないリスクとは、有意であると証明される可能性は非常に低い、それを無視することは妥当ではないようなリスクのことである。起こりそうにないリスクが起こらないようにするためには、適切な予防措置を講じるべきである。作業部会は、そのような予防措置がどのようなものであるべきかについての助言に着手した。彼らは、それを行うにあたっての説明として、我々に対して以下のように述べた：

「リスクについての我々の取り組み方は、認識されているリスクの大きさと、そのリスクの軽減のためにとられる措置の実行可能性および達成可能性とのバランスをとることを必要とするその頃開発中だった分析の、公共リスクへの適用を踏まえた方法であった。リスクの大きさは、その危険性の確からしさおよび規模の両方によって構成される。」

268 この方法は、ALARP (As Low As Reasonably Practicable 「合理的に実行可能な限り低く」)として知られることもある方法である。この方法には、バランスについての判断が必要となる。ある予防措置について、それが「合理的に実施可能」かどうかを判断する場合、費用と、予防措置が未然に防ぐことを意図されたリスクに対してその予防措置を導入

したことによる結果とを比較検討する必要がある。

269 なぜ、リスクは起こりそうにないと判断されたのだろうか。報告書を読んだ結果、我々は、作業部会がスクレイピーの性質から、安心を得てしまっていたと結論した。スクレイピーに感染した羊は、何百年もの間、何の害も引き起こさずに人の食用として屠殺されてきた。もし、BSE が牛におけるスクレイピー感染因子であったならば、それと同様の性質をもつ可能性が高かった。

270 我々に対して、作業部会は、それが事実、彼らの推論であったと認めた。しかし、彼らは、BSE がスクレイピーのような性質のものであると決めつけていたわけではなかったと強く主張した。彼らは、スクレイピーが感染源であるかどうかに関わらず、牛の BSE は、羊のスクレイピーよりも伝染力が強いかもしれないという可能性について認識していた。この可能性のために、BSE 感染肉を食べることによって考えられるリスクに対して妥当な予防措置を講じる必要があった。

271 BSE 感染肉を食べることによって考えられるリスクに対する妥当な予防措置としては、患畜を食品連鎖から取り除く必要があるが、無症状の感染牛については、ベビーフードに関する提言の他に何の予防措置も必要ではないと作業部会は結論した。

272 サウスウッド作業部会の報告書のこの部分については、批判すべき点が数多くある。まず、第一に、彼らがリスクを起こりそうにないものであると説明するにあたって、彼らが、リスクを合理的に実行可能な限り低くするための措置を講じるべきであると示唆することを意図していたという点を、明白にしなかったことが挙げられる。我々は、彼らがそうすべきであったと考える。

273 第二に、作業部会が ALARP 原則を正しく適用したとは思えないことが挙げられる。BSE に感染した牛で疾病の臨床的症候を発現しているものについては、屠殺され廃用処分されることとなっていた。しかし、BSE に感染してまだ症候を呈していない牛の潜在的に感染性のある部位を食べることによるリスクに対して、乳幼児以外の人々を保護するための措置は何もとられることになっていなかった。最も感染性の高い組織 脳脊髄 の感染性は、臨床的な症候が現れる少し前に著しく増大することは、事実である。また、乳幼児は、成人に比べてより BSE 感染の感受性が高い可能性があると考えられる理由があることも事実である。しかし、これらの違いによって、BSE 潜伏期間にある感染牛の脳または脊髄を食べることによるリスクを、講じる必要のある合理的に実施可能な予防措置がないようなリスクとして扱うというやり方を正当化できたとは考えない。

274 我々は、作業部会の問題点の一部は、彼らが、ALARP 原則をどのように適用すべきかについて、情報に基づいた見解に到達することのできる立場になかったことであると考える。彼らは、機械による肉の分離回収の方法が、肉を回収したあとに付着してい

る残留物 脊髄の一部を含んでいる可能性の高い残留物 を脊柱から吸引回収するというものであることを認識していなかった。従って我々は、彼らが、屠殺処理工程の間に潜在的に感染性のある組織を特定し、除去することが合理的に実行可能であると考えていたとも思わない。

275 このような状況から、作業部会が、その後 MAFF によって導入されることとなった予防措置 SBO 使用禁止令 を提言しなかったことについて、我々は批判しない。彼らがすべきであったと思われることは、無症状の BSE 感染牛が人の食品連鎖に入っていること、またそのような牛の組織の一部は、潜在的に感染性があるということ、また、乳幼児のみならずいかなる人々もそれらの組織を食べることのないように防止するために、合理的に実施可能な措置を特定する検討を行うべきであるということについて指摘することであった。

276 サウスウッド報告書がリスクについて取り扱った方法には、他にも我々が懸念する原因となるような側面がある。作業部会は、医薬品の使用を通しての BSE 感染のリスクについて、次のように述べた。

そのリスクは、起こりそうにないものと思われるが、作業部会は、認可当局、医薬品安全性委員会、歯科および外科用材料委員会（Committee on Dental and Surgical Material）および獣医用製品委員会が適切な対策をとることができるように、BSE の発生に対して注意を向けるよう彼らに提言した。

277 作業部会が、これらのリスクを起こりそうもないものであると説明した理由は、彼らが確信してきた措置が、リスクに対処するために講じられることになっていたということのみであった。彼らは当初、牛由来の原料を使用した注射用の医薬品の一部は、比較的高い感染リスクがあるかもしれないと考えていた。ピクルス博士の支援を得て、作業部会は、医薬品の安全性に責任のある人々にこのリスクに対処するための措置にとりかからせるために、あらゆる適切な措置を講じた。彼らは、BSE 感染因子が医薬品に混入するのを防ぐために検討される措置のいくつかについて、報告書で詳しく説明するつもりであった。しかし、901～906 節で述べるように、医薬品の認可に責任のあった担当官らが懸念を示したことを受けて、作業部会は、報告書の論調を和らげ、措置は講じられていると保証することによってその措置の詳細には触れないことを承知させられた。

278 ピクルス博士の支援を得て作業部会がとった行動が、医薬品の安全性に対して責任のある人々を刺激したことは、評価に値する。そのような人々は、子供が BSE よりも大きなリスクにさらされる結果をもたらすかもしれないワクチン騒ぎにつながるような、ワクチンの安全性に対する懸念が報告書のせいで生じるのを極力避けようとした、と作業部会は我々に対して述べた。我々は、彼らの懸念には共感する。しかし、それが結果として、医薬品に関する作業部会のリスク評価について、報告書を読む人々に誤った印象を与える

ことにつながった。作業部会は、このようなことを容認するべきではなかった。彼らは、単に、ある種の医薬品については BSE による影響があるかもしれないことに対して彼らが懸念をもっていること、また、それらの懸念について、医薬品安全性委員会および獣医用製品委員会に対して言及しており、彼らは既にこの問題への対処に着手した、と述べるだけでワクチン騒ぎを引き起こさずに、誤った印象を与えるのを避けることできたであろう。残念なことに、報告書の表現によって、人用および獣医用の医薬品の両方について、それらを扱う人々の一部に、たとえ何の改善策も行われなくても医薬品に関しては起こりそうにないリスクしか存在しないという印象が与えられることとなった。

279 これと同様に、報告書が職業上の安全性について取り上げた部分も、それに対処するための措置がとられたかどうかに関わりなく、職業性のリスクは起こりそうにないものであるという印象を与えた。作業部会は、殊勝にも報告書が発表されるよりも前に、職業性のリスクが確実に対処されるように措置をとった。ピクルス博士は、保健安全部（Health and Safety Executive：HSE）に対して、書簡を送り、また作業部会を代表して HSE と会合をもった。報告書は、さらにガイダンスを提示するべきかどうかについて、HSE が検討を行うよう提言していた。しかし、報告書の本文で、リスクは起こりそうにないものであり、特に追加的なガイダンスは必要ないと思われることが示唆されていた点を考えると、この提言の効果は不確実なものであった可能性が高いように我々には思える。医薬品の場合と同じように、予防策なくしてもリスクは起こりそうにないものである、という印象を与えるような言葉を作業部会は用いるべきではなかったと我々は考える。

280 作業部会が、報告書の仕上げに取り掛かる頃までには、研究について助言を行うための専門家委員会を設置するという彼らの中間提案は実施されていた。すなわち、ティレル委員会が設置されていた。報告書の中で、作業部会は、この委員会によって研究が行われる必要のある数多くの領域について注意を喚起していた。彼らはまた、人における BSE はおそらく CJD として現れるため、CJD 症例のモニタリングを行うことを提言していた。1996 年に、CJD 調査班が変異型 CJD の発生の確認を成し遂げたことは、この提言が賢明なものであったことを証明するものであった。

281 報告書の草稿は辛辣な内容を含むものであった。草稿では、BSE は草食動物に動物性たんぱく質を給与するという方法をとった結果であったという事実に関し、この方法が新たな感染経路を切り開いたことに注目していた。そして、続けて次のように述べた：

「この避けがたいリスクはあまりにも大きいため、病原体のこれらの新たな感染経路を排除するためには、農業の方法を変えることが賢明であると我々は考える。」

282 このような言及が報告書に含まれる予定であることを知って、MAFF 担当官らはこれを動物用飼料に MBM を配合することへの攻撃であると解釈し、慄然とした。家畜衛生部は、事務次官に対して、レンダリング産業では、毎月 100,000 トンを超える原材料を加

工しており、それによって動物用飼料および産業用原材料の供給源となっており、また、屠殺場業界に対して「廃棄物処理」のサービスを提供しているとコメントした。これらの影響について述べた文書が直ちに作成され、作業部会に送られた。マーティン博士もまたリチャード卿に対して書簡を送り、このテーマについては自制するよう強く主張した。こうして自制が働き、後にリチャード卿が確認した事柄について明白にすることを意図していた草稿に対して修正が加えられた。作業部会は、動物性たんぱく質をレンダリング処理するという方法を中止するよう提言してはいなかったが、その存続は、全ての病原体を破壊できるレンダリング工程が見つかるかどうかにかかっていると提言していた。

283 我々は、サウスウッド報告書のいくつかの側面について批判を行ったが、それらの批判によって、作業部会が BSE に罹った牛を食べるのを即座に止めさせたことや、人用の医薬品および労働衛生に責任のあった人々に対して、BSE によるリスクに対処するよう直接的な圧力をかけたこと、また、研究に関して賢明な助言を行ったことによって与えた極めて重大なメリットが覆い隠されるべきではない。

報告書が公表された際、この報告書は、その分野の専門家の中で概ね好評であった。しかし、その時点で、多くの専門家らが無症状の牛によるリスクについて疑問を投げかけた。そして、彼らが我々に証言を行った際には、さらに多くの人々が、その当時この問題について対処する必要性を認めていたと述べた。すぐに、そのように対処するよう圧力が強まり、その結果、SBO 使用禁止令の導入が決定された。

284 作業部会によるリスク評価は、非常に限られたデータに基づいて行なわざるを得なかった。1988 年 8 月、リチャード卿は、医療関係担当の記者に対する回答で、以下のよう書いた：

「私の同僚と私は、様々な提言を行ったが、正直な話、大部分は憶測とスクレイピーや CJD に関する既存の知識から類似点を引き出すことに基づいていた。」

報告書の概要の部分では、作業部会は以下のように述べていた：

「我々の協議は、入手可能な証拠が不足していたことによって制限された。この分野には、さらなる研究が必要不可欠である。」

報告書の一般的結論では、BSE が人間の健康に対して何らかの影響をもつ可能性は極めて低いと述べた後、作業部会は次のような警告を付け加えていた：

「とは言え、可能性についての我々の評価が正しくなかった場合、その影響は非常に深刻なものであろう。」

285 残念なことに、この警告と作業部会の結論が暫定的な性質のものであったというこ

とは認識されなかったか、見失われてしまった。1996年まで、サウスウッド報告書は、暫定的な見解というよりは、あたかもそれが科学的確実性の問題として、BSEによる人間へのリスクは起こりそうにないものであると証明したかのように引用された。

その他の科学諮問委員会

海綿状脳症研究に関する諮問委員会（ティレル委員会）²⁷

286 1988年6月、サウスウッド作業部会によって最初に出された提言の1つは、専門家による諮問委員会を設置するべきであるというものであった。1989年2月、この提言に従って、デイビッド・ティレル博士²⁸を委員長とする諮問委員会を設置することが発表された。その他のメンバーは、ワトソン博士²⁹、ジョン・ボーン教授³⁰、ロバート・ウィル博士³¹およびリチャード・キンバリン博士³²であった。委員会に対する付託事項は、次の通りであった：

「農漁業食糧省および保健省に対して、伝達性海綿状脳症に関する研究について、以下の点を含む助言を行うこと：

- (a) 既に進行中または計画されている研究について；
- (b) 必要とされる追加研究について；
- (c) 今後の関連研究の優先順位について；

これらの付託事項において、伝達性海綿状脳症とは、家畜反芻動物と野生反芻動物の両方、および人間に影響のあるものを含む。」

287 委員会は、迅速に行動した。3回の会議の後、委員会は1989年6月10日に政府に対して「中間報告書」を提出した。BSEについて研究を要する問題を、疫学、病理学、分子学の表題に分けて特定した。それらの問題について答えを出すために必要な研究が特定され、それぞれ、最も優先度の高いものには3つ、中程度のものには2つ、低いものには1つの星印をつけて段階分けされていた。我々は、実施された研究の妥当性について第12章で検討する。

288 研究問題についてコメントを行った際、委員会は、次のように述べた：

「我々は、この疾病が本当に羊に由来するものであることについて確証を得る必要があり、また、それが牛において長期的に定着する可能性の高いものなのかどうか知る必要がある。」

289 委員会は、結論として、より多くの研究が必要であることを強調していた：

我々の現在の防疫政策を決定する際に用いた予備調査や類推による論拠が結果的に正しくないということが分かれば、現行の政策を効果的に修正できるように十分な資料の裏付けのある事実を用意することが不可欠である。

290 すぐに極めて重要な研究のための資金供給を求め、プロジェクトを開始するべきであることを委員会が憂慮していたため、報告書は中間報告として取り急ぎ作成された。委員会は、プロジェクトに対してピア・レビュー（同じ専門領域の者による相互評価）を実施することの重要性を強く主張し、次のように提案した：

「本委員会の設置期間を越えて、この協調および連携を監督するための標準的な仕組みが必要であろう。」

291 ピア・レビューを行い、プロジェクトの連携を図る役割を、継続して行うことが委員会に対して期待されるかどうかについて、委員会は指示を求めた。

292 ガマー氏は、政府が、ティレル報告書に対して、ティレル委員会の優先順位のカテゴリーのうちの上位2つに属する研究プロジェクトについては全て開始することで対応するべきであると決定し、保健省政務次官のロジャー・フリーマン氏が、ガマー氏に対しこの対応への保健省の同意を伝えた。必要な資金の準備を整える際に、遅れが生じた。資金の準備が整ったのは、1990年1月に政府が報告書を公表し、ティレル委員会によって緊急かつ優先度が高いと提言されたプロジェクトの実施に着手しており、その一部のプロジェクトについては既に進行中であると発表した頃であった。

ガマー氏が、アンドリュース氏によって提出された担当官らの助言に従い、また、DHの支援を得て、これら全てのプロジェクトを実行するべきであると決定したことは、評価に値する。

海綿状脳症諮問委員会（SEAC）

293 ティレル委員会に対して、さらに支援が求められることはなかった。MAFFおよびDHの担当官らは、新たに専門家による常任委員会を設置し、BSEに関する問題について助言を行うために随時会議を開くようにするのが望ましいが、この新しい委員会は報告書を公表するべきではないということで合意した。常任委員会の役割には、研究の総括を行うことが含まれた。ティレル博士が招かれ、彼はこの新たな委員会の委員長となることに同意した。ガマー氏は、1990年4月3日にSEACの設置を発表した。その付託事項は以下の通りであった：

「農漁業食糧省および保健省に対し、海綿状脳症に関連する事項について助言を行うこ

と。」

294 SEAC 設置の詳細、構成員および活動の詳細については、その役割についての検討と併せて第 11 巻に示した。本巻では、SEAC に諮問された事項および SEAC が行った助言について述べる過程で、随時、それらについて言及することとする。一部の SEAC のメンバーの予期に反して、また、ある範囲に関してはその希望に反して、SEAC は、政府が BSE 問題に対応する際に直面した決定のほぼ全てに対して政策的助言を行う役割を担わされることとなった。

295 我々は、ティレル委員会および SEAC のメンバーらの献身に対して、敬意を表すべきである。SEAC のメンバーは、彼らが考えていたよりもはるかに多くの支援を提供するよう要求されることとなった。英国の個人の科学者らは、公共の利益のための機能を果たす委員会の委員となることに同意するという立派な伝統を持っている。この伝統を体現した SEAC のメンバーは、それには相当の重荷が伴っていたことに気付いた。